

福島県の将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業

奨学金の返済を 福島県が支援します!!

【令和7年度 第1期募集】



対象拡大!!

対象

大学4年生等

既卒者

最大

既卒者の場合

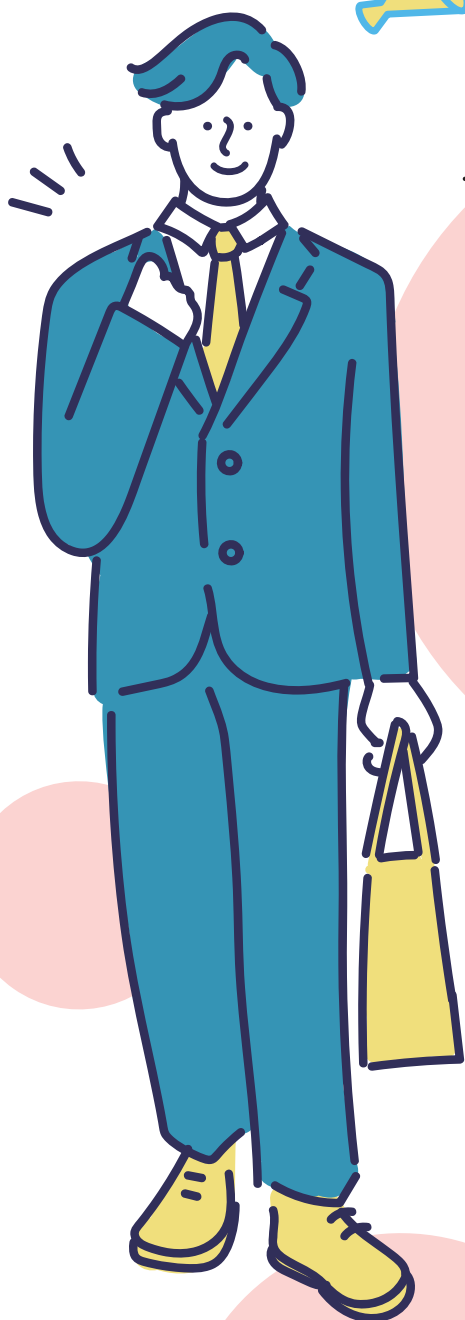
100万円

大学生の場合

153万円

支援条件

県内事業所に正規職員
として所定の年数就業
し、福島県に定住する
こと ※公務員は対象外



応募先・問い合わせ先
福島県商工労働部雇用労政課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
☎ 024-521-7290 ✉ koyourousei@pref.fukushima.lg.jp
福島県 奨学金返還支援



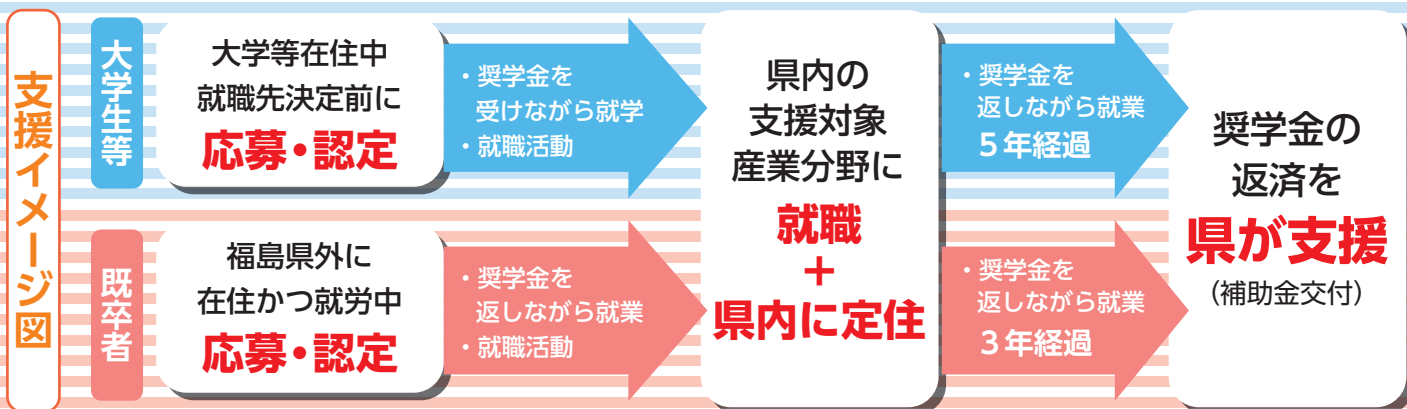
詳細は雇用労政課のHPをご覧ください



募集概要

※応募にあたっては、必ず福島県雇用労政課のホームページから、
交付要綱、募集要項をご確認ください。

募集期間	令和7年4月21日(月)～令和7年6月30日(月) ※必着	
募集区分	大学生等	既卒者
募集対象	次の①～③の全てに該当する方 ①日本学生支援機構の奨学金（一種または二種）の貸与を受けている者 ②応募時点で次のいずれかに該当する者 ・4年制大学の4年生 ・6年制大学の6年生 ・短期大学に在籍し、今年度に卒業する者 ・大学院修士課程に在籍し、今年度に修了する者 ・大学院博士課程に在籍し、今年度に修了する者 ・高等専門学校本科の5年生 ・高等専門学校専攻科の2年生 ・専修学校専門課程に在籍し、今年度に修了する者 ③令和7年度（2025年度）に大学等を卒業後、翌月1日から起算して、6箇月以内に県内事業所※に正規職員として就職し、5年以上福島県内で勤務・定住することを予定している者 ※公務員は対象外	次の①～⑤の全てに該当する方 ①大学等在学時に日本学生支援機構の奨学金（一種または二種）の貸与を受け、応募時点で返還残額があり、かつ滞納額がない者 ②令和8年3月31日時点で35歳未満の者 ③応募時点で福島県外に居住している者（ただし、福島県外に居住している方であっても、すでに福島県内で就労している方は対象となりません） ④応募した日から令和8年3月31日までに、県内事業所に正規職員として就職することを予定している者 ⑤応募した日から令和8年3月31日までに、福島県外から福島県内へ移住することを予定している者 ※④、⑤については、県外からの転勤・出向で県内に勤務・居住をする場合は除きます。 ※既に交付対象者として認定を受けている方は応募できません。
募集人数	15名	10名
補助金額	<大学・大学院・高等専門学校専攻科の場合> 卒業又は修了までの2年間の貸与額（24箇月分）に相当する額 <短期大学・高等専門学校本科・専修学校専門課程の場合> 卒業又は修了までの1年間の貸与額（12箇月分）に相当する額 ただし、第二種奨学金の利子分は対象としません。	大学等在学中に貸与を受けた対象奨学金のうち、申請時点での返還残額の1／2に相当する額。 ただし、第二種奨学金の利子分は対象としません。
※補助金額には上限があります。詳細は雇用労政課のホームページをご確認ください。		
応募方法	応募方法、提出様式、募集要項、Q&Aなどは、県雇用労政課のホームページに掲載しています。 必ずご確認のうえ、ご応募ください。 応募 お問い合わせ先 福島県商工労働部雇用労政課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 ☎ 024-521-7290 ✉ koyourousei@pref.fukushima.lg.jp	



Q1. 福島県内に住んでいる社会人は既卒者枠の対象になりますか？

A1. 対象になりません。既卒者枠の場合は、応募時点で福島県外に住んでいる方が対象となります。

Q2. 出身地が福島県ではないのですが応募できますか？

A2. 応募できます。福島県内で働きたい方であれば出身地は問いません。

Q3. 応募すれば必ず補助金が貰えるのですか？

A3. まず、応募書類による審査を経て、交付対象者の認定を受ける必要があります。その後、県内に所定の年数定住・就業したときに、補助金を貰うことができますようになります。